

12月

* 今月のお知らせ *

やまびこサロン

今月は「合同サロン」を開催します。年度当初予定していた12/1(西鴨)・12/8(天神野)・12/15(中河原二)のサロンは行いませんのでご承知ください。

詳しくは
トップページを
ご覧ください!

手話教室

日時：12月20日(火) 9:00~10:00

場所：やまびこ人権文化センター 和室



【前回のレポート】オリジナル練習用DVDを見ながら手の形や向き、動作を確認しました。来月は本番に向けた最後の練習です。練習用DVDが必要な方はやまびこ人権文化センターにご連絡ください♪

年末年始の休館について 12月29日(木)～1月3日(火)は休館します。

12月4日～10日は、人権週間です。

みんなの人権フェスティバル 2022

～未来へつなごう いのち輝くために～

日時：12月10日(土) 11:00～16:00 場所：倉吉未来中心

* アトリウムイベント

たすけあいチャリティーバザー、障がい者アートの小さな美術展、バルーンアートのプレゼント、手作りワークショップ、パラスポーツ体験コーナー、館内クイズラリー

* 小ホールイベント (13:30～15:35) ◎オンライン配信もあります。

- ・講演会：個性を大切にできる社会を目指して「せかいにひとりだけのきみに」
ゲスト：オニイタレント 竹紫春翔さん、絵本作家 Haiji (ハイジ) さん
- ・人権作文朗読と授賞式
- ・トークライブ：「心を支える 言葉のちから」
ゲスト：心の元気講演家 石川達之さん

詳しくはHPをご覧ください♪

主催：鳥取県人権啓発活動ネットワーク協議会

みんなの人権フェスティバル 2022

検索



～困りごとや人権侵害 ひとりで悩まないで～

悩みごと、生活での困りごとはありませんか？
ひとりで抱え込まずに、どんなことでもご相談ください。

差別落書き・差別発言などに遭遇しましたら、
倉吉市人権政策課もしくは やまびこ人権文化センターにご連絡ください。

倉吉市役所人権政策課(電話 22-8130)

やまびこ人権文化センター(電話 28-4265)

やまびこ人権文化センター

発行日 2022年12月1日

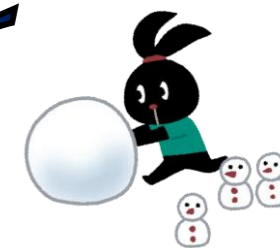


人ある限り人権を

発行 やまびこ人権文化センター

住所 倉吉市中河原 772-6 電話・FAX 0858-28-4265

E-mail yamabiko@ncn-k.net



やまびこ人権文化センター地域交流事業

合同サロン「みんなで交流会」

を開催します!



8月に中止となった合同サロンですが、
内容を一新して再度開催いたします!

今年も残りわずか。この1年を振り返りながら、みんなで「ほっと一息♡」たのしい時間を過ごしましょう♪



(内容)

- 来年の干支置物作り
- お楽しみ♪健康レシピを楽しもう!

(日時・場所)

12月8日(木) 10:00～12:00

場所：やまびこ人権文化センター(小鴨コミュニティセンター)

◎**300円**(参加費)を当日ご用意ください

- ◆お申し込みは「やまびこ人権文化センター」(電話 28-4265)まで
- ◆申込み締切：12月5日(月)



ウイルス感染状況によってセンター事業を変更または中止する可能性があります。あらかじめご了承ください。

「桃太郎が“鬼退治”をした真相は？」

11月19日 中河原二、11月26日 西鴨において、2022年度成人育成講座を開催しました。
今回はテレビ放送されたドラマ昔話法廷の『桃太郎裁判』を視聴し、「なぜ差別するのか」等について、皆さんと考えました。

ドラマ『桃太郎裁判』の内容

童話で親しみのある桃太郎…そんな桃太郎が“鬼退治”と称して鬼ヶ島を襲撃し、鬼たちの財産を奪って村に戻る… 刑法では強盗殺人罪にあたることから『死刑』が相当と考えられました。桃太郎は『無罪』なのか『有罪』なのか。

この裁判では、「人間(村人)から見た鬼はどう見えたのか」「人間(村人)は桃太郎をどう思っていたのか」「桃太郎が鬼を襲撃した新たな理由」が明らかになっていきました。



誰もが差別を受ける立場であり、差別をする立場でもある。様々な立場から見ることで考え、それぞれの思いが違うことを知り、誰が良い・悪いではない…なら、どうしたら良いのか。

誰の立場でも考えることができる。そんな作品です。

視聴後の感想

同和教育が始まった頃のことを思い返してみた。

自分より（自分とは）違う部分を見てしまう。

人の立場によって変わるのでは？ 等、

たくさんの感想が聞かれました。

自分が基準となっていることに気付き、そこからどう行動をしていくのかを考える時間になりました。



倉吉市部落解放文化祭が開催されます。

今回は、新型コロナウイルス感染が拡大しても実施できるよう、インターネット配信をメインにして、講演と作品展示を行う予定です。

講演

日時：2023年2月11日(土) 13:30～ オンライン配信します。

会場：倉吉交流プラザ（会場参加とリモート参加に分散して実施）

テーマ：(仮)「新型コロナウイルスと人権」

作品展示

期間：2023年2月1日～3月31日まで

方法：インターネットでの展示となります。実際に見ることはできませんが、皆さんが取り組んできた成果を見ていただけたらと思います。

※ご自宅にインターネット環境がない方はお気軽に、やまびこ人権文化センターにおいてください。

部落差別の現状

部落差別解消推進法が施行されて6年になります。

部落差別解消推進法（抜粋）

2016年12月16日公布

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ…（中略）…部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）が、2016（平成28）年12月16日に施行されました。

この法律の第1条（目的）には、今なお部落差別が存在していることが記されています。そして、情報化社会進展のなか、インターネットを使った差別が起こっていることも明記されています。

部落差別解消推進法 第1条(目的)

「現在もなお部落差別が存在する」

これまでの同和教育で市民の人権意識は向上し、差別解消にむけて行動する人が増えています。その一方で、市役所への差別問い合わせや差別発言等の事例が発生しています。

また、差別問題への無知や無関心からくる言動で、たとえ差別する意図はなくても、相手を傷付け、不安に陥れる事象も起こっています。

部落差別解消推進法 第1条(目的)

「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」

インターネット上には、被差別部落に対する根拠のないうわさや偏見、差別的情報が圧倒的な量で発信され、氾濫しています。

部落問題について知識がない人が部落差別について調べようとするとき、近年はインターネットを使うパターンが多く見受けられますが、差別的情報をうのみにし、真偽も確かめず、差別的情報を拡散する傾向があります。

現実社会では許されない差別行為でも、インターネット上では、無規制であり、「このくらいやっても許される」と、判断力が下がっていきます。

インターネットの差別情報をもとに直接、相手に差別言動を行う事象も発生しています。氾濫するインターネット上の差別情報が、現実社会で差別行為として表れています。インターネット上だけの問題ではないのです。

「鳥取県内の被差別体験聞き取り」より

30代女性 2015年

彼の生家が被差別部落であることを知っていた女性は、父に紹介。当初、意気投合していたのに、生家が被差別部落であることがわかると反対しました。

父親の姉が強く反対しており、結局、彼女は家を出て結婚した。子どもが生まれたが、いまだに、実家には帰っていない。父親は一人で暮らしている。

10代男性 2017年

高校での人権講演会があって、1ヵ月程たった後、部活の仲間同士が、「お前部落だから、寄るな」と言うようなやり取りを遊び的に行っているのが聞こえた。

どういう意味で言っているのか、そこに被差別部落の人がいたらどう感じるのかわかっているのかと思った。

60代男性 2010年

私の職場に、県外の方から『息子の付き合っている女性の出身地が同和地区かどうかについて』の問い合わせがありました。

「なぜ、そのようなことを調べる必要があるのか」と尋ねると、「インターネットで見ると、同和地区とされた地域と相手の娘さんの出身地が同じなので、このまま2人の結婚を認めていいのかわかどう不安になって調べている」とのことでした。

「その内容には、お答えできかねます。身元や出身を調べて息子さんと相手の女性の結婚に反対することは、差別につながります。もっと相手の女性の人間性で評価してあげることではできませんか」と伝えると、「それはわかっているんですが・・・」と言って、しばらく沈黙した後、電話は切れました。